

公募型企画プロポーザルの執行について

令和 7 年 11 月 21 日

大阪市福祉局長 向井 順子

次のとおり公募型企画プロポーザルを執行する。

1 担 当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市福祉局生活福祉部保護課（大阪市役所 2 階北側）

電話 06-6208-8014

FAX 06-6202-0990

2 公募型企画プロポーザルに付する事項

（1）業務名称

生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業業務委託

（2）履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日

（3）業務内容

大阪市職員で生活保護現業職場に勤務し、生活保護業務に従事する職員に対して、生活保護業務遂行における関連制度、専門知識及び専門技術の習得を目的とした集合研修または Microsoft Teams 等によるオンライン研修業務

① 専門研修

各回 50～100 人規模の、生活保護業務の遂行に必要な関連制度や専門技術等の習得を目的とした研修

② 実践研修

各回 50～100 人規模の、生活保護の実態を踏まえた理論から実践までの総合的な研修

③ 新任研修

各回 50～150 人規模の、新任職員を対象とした実践的な階層別研修

④ 査察指導員研修

各回 50 人規模の、査察指導員の資質向上を図るための研修

3 応募資格

次の（1）・（2）を満たし、かつ、（3）または（4）のいずれかを満たす法人格を有する団体であること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （3）令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に委託種目「13：その他代行-09：研修」で登録し、参加申請時において大阪市競争参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （4）令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていないものについては、企画提案時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

4 参加申請書等の交付

（1）交付期間

令和7年11月21日（金）から令和7年12月23日（火）午後3時まで

（2）交付方法

- ①大阪市福祉局生活福祉部保護課（市役所2階北側）にて配架
- ②大阪市ホームページ上のダウンロード

5 質問事項の受付・回答方法

（1）受付期間

令和7年11月21日（金）から令和7年12月10日（水）午後5時まで

（2）受付方法

質問内容は、「公募型企画プロポーザル質問票」【別紙1】に記載し、電子メールに添付して提出すること。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和7年12月15日（月）に、大阪市ホームページ上で公表する。
なお、回答内容は、本契約条項の追加条項とみなす。

6 公募型企画プロポーザル説明会

ア 開催日

令和7年12月8日（月） 午後

イ 開催場所

大阪市役所

ウ 注意事項

参加を希望する者は、令和7年12月3日（水）午後5時までに、「公募型企画プロ

「ポーチャル説明会参加申込書」【別紙 2】に必要事項を記載し、電子メールに添付して申し込むこと。

※説明会への参加は任意であり、参加の有無は審査結果に影響しない。

7 参加申請方法

(1) 申請書類

参加を希望する者は、次の要領で申請書類を提出し、参加に係る審査を受けること。

ア	公募型企画プロポーチャル参加申請書【様式 1】	1 部
イ	職員研修事業（類似事業）受託実績調書【様式 2】	1 部
ウ	企画提案書（経費見積りを含む）	7 部
エ	誓約書【様式 3】	1 部
オ	事業者概要（任意様式）	7 部
カ	直近 2 期分決算報告書（要原本証明） (財務諸表のうち、貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書)	各 1 部
キ	登記事項証明書（履歴事項全証明書） (提出日前 3 か月以内に発行されたもの)	1 部
ク	印鑑証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）	1 部
ケ	使用印鑑届【様式 4】	1 部
コ	法人税・消費税及び地方消費税に未納税がない証明書 (税務署発行の納税証明書その 3 様式) (提出日前 3 か月以内に発行されたもの)	1 部
サ	法人市民税・固定資産税の納税証明書 (提出日前 3 か月以内に発行されたもの) (非課税等の理由で本証明が提出できない場合には、その旨を記載した理由書（様式任意）を提出すること。)	1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 23 日（火）午後 3 時まで

提出に関しては、提出日の前開庁日の午後 5 時までに、事務局と提出日時の調整を行ったうえ持参すること。（郵送不可）

(3) 受付場所

大阪市福祉局生活福祉部保護課（市役所 2 階北側）

(4) 注意事項

- 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 提出された申請書類は、申請者に無断で他に使用しない。
- 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

8 受託者の審査・選定方法

(1) 審査

- ① 企画提案に関する審査は、厳正かつ公平な審査を行うため、生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が行う。
- ② 審査の対象は、参加資格を満たす者とし、提出された企画提案書の内容をもって行う。

（2）選定方法

- ① 企画提案書の内容について、選定会議の委員が、次の「評価項目及び配点」に基づき採点し、もっとも優れた提案者を受託候補者として選定する。
- ② 採点の合計点数が最も高い提案者が複数あった場合は、次の「評価項目及び配点」の表中、「企画提案力」の評価点が最も高い提案者を受託候補として選定することとし、この評価点も同点の場合は、選定委員の合議により決定する。
- ③ 全選定委員の合計点数の最も高い企画提案の評価において、評価点が満点の60%（300点満点中180点）に満たない場合は、委員の合議により受託候補としての適否を判断する。

（3）評価項目及び配点

審査基準について

- | | |
|----------------|-----|
| ア 企画提案力 | 55点 |
| イ 事業運営能力 | 25点 |
| ウ 支援体制について | 10点 |
| エ 関係機関との連携について | 10点 |

（4）結果の通知

審査結果及び受託者の選定結果は、全ての参加者に対し、文書で通知する。

9 その他

詳細は、別添の「募集要項」を参照すること。

契約締結については、令和8年度予算が発効した時以降となるので留意すること。